

# Dataline

## A look at current financial reporting issues

No. 2013-15  
July 1, 2013

### FASBとIASBの金融商品の分類および測定に関する公開草案に対して寄せられた反応

#### 7月より再審議を開始

#### 目次:

概要.....	1
要点.....	1
主な細目.....	2
背景.....	2
FASB 提案に対する フィードバックの要約.....	3
IASB 提案に対する フィードバックの要約.....	5
次のステップ.....	6
質問.....	6

#### 概要

#### 要点

- 米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) (以下、「両審議会」) の金融商品の分類および測定に関する公開草案に対するコメント募集が、2013年5月15日と2013年3月28日にそれぞれ終了しました。両審議会の提案は、負債性金融資産に対する投資と金融負債の会計処理を広い範囲にわたってコンバージェンスするものですが、資本性金融商品に対する投資の会計処理など一部において注目すべき差異があります。
- FASB 提案に対するコメント提出者の大部分は、金融商品の会計処理における複雑性を低減するという目的を支持しましたが、そのうちの多くは今回の提案によってはその目的が達成されないだろうと考えていました。多くのコメント提出者が、キャッシュ・フロー特性の評価は償却原価または包括利益を通じて公正価値で測定する区分に適切である負債性金融商品に対する投資の数を不適切に制限すると感じていました。コメント提出者は事業モデルの評価を支持する傾向にありましたが、大半が、償却原価区分における売却の制限は、信用リスクへのエクスポージャーを管理する企業の行動を不適切に制限することになると考えていました。
- 分類および測定の基準に対する限定的修正からなる IASB の提案は概ね支持されました。コメント提出者の大部分が、負債性金融商品に対する投資の償却原価および純損益を通じて公正価値で測定する区分にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を追加することを支持しました。
- 両審議会は、5月と6月に受領したコメントについて議論しました。共同による再審議が7月より開始され、2013年第4四半期まで継続される予定です。



## 主な細目

.1 FASBは、公開草案について約150通を超えるコメント・レターを受領し、財務諸表利用者に対するアウトリーチを含めた追加的なアウトリーチ活動を実施しました。受領したフィードバックではさまざまな意見が寄せられました。財務諸表利用者や他の多くのコメント提出者は、金融商品のキャッシュ・フロー特性および事業モデルに基づく金融資産の分類を支持しました。しかし、特にキャッシュ・フロー特性の評価に関し本提案のアプローチを適用することにより想定外の結果がもたらされる可能性について、コメント提出者よりさまざまな懸念が提起されました。

.2 IASBは、約160通のコメント・レターを受領し、財務諸表利用者を対象にしたインターネット調査を実施しました。回答者は、提案されている変更を概ね支持しました。ただし、FASB提案に比べるとIASB提案の範囲はかなり限定的なものでした。そのため一部の回答者は、IASBの提案する変更案ではとても十分でないと感じており、IASBが考慮していなかった問題について懸念を提起しました。コメント提出者の大部分は、負債性金融商品に対する投資について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を現行のIASB基準に追加する主な提案を支持しました。

## 背景

.3 金融商品の測定および分類は、FASBとIASBの金融商品に関するより広範な合同プロジェクトの一部となります。金融商品プロジェクトには他に減損会計とヘッジ会計が含まれています。より広範な合同プロジェクトの目的は、金融商品の会計処理を簡素化させ整合させることによって、財務諸表の意思決定有用性を向上させることです。本 *Dataline* では、分類および測定に関する最近の開発状況にのみ焦点を当てています。

.4 IASBは、分類および測定モデルを最終化し、2009年11月(金融資産)と2010年10月(金融負債)に、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」を公表しました。2011年後半にIASBは、IFRS第9号の発効日を2015年1月1日以後に開始する事業年度まで延期しました。そのときIASBは、IFRS第9号を早期適用していた、または適用の準備を検討していた企業によって提起された実務上の問題に対処するため、IFRS第9号に対する限定的修正を検討する決定を行いました。IASBは、さらに、保険契約プロジェクトとIFRS第9号との相互関係、ならびにFASBの提案する分類および測定アプローチとの相違点を減らすことに焦点を当てました。それ以来、両審議会は、それぞれのアプローチをより整合させることに共同で取り組んできました。

.5 この共同作業により、負債性金融商品に対する投資について広い範囲でコンバージェンスされたアプローチの達成に成功しました。しかし、資本性金融商品に対する投資に関するガイダンスおよび会計処理の対象となる金融商品の母集団の差異など、両審議会のそれぞれのアプローチにおけるいくつかの相違点については対処しませんでした。

.6 FASBは、2013年2月14日、会計基準アップデート(ASU)「金融商品—全体(サブトピック825—10):金融資産と金融負債の認識及び測定」を公表し、コメント期限を2013年5月15日としました。一方、IASBは、2012年11月に公開草案「分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正」を公表し、コメント期限を2013年3月28日としました。

.7 FASBの提案の主な内容は以下を含みます。

- 負債性金融商品(貸出金および負債性証券)に対する投資は、キャッシュ・フロー特性の評価を用いて、また金融商品が管理されている事業モデルを検討することによって評価されます。キャッシュ・フロー特性の評価に合致した金融商品は、事業モデルの評価に基づき、償却原価または公正価値の変動をその他の包括利益に認識した公正価値(「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分」)で分類および測定されます。公正価値の変動を純損益に認識した公正価値(「純損

益を通じて公正価値で測定する区分))は、残余区分となります。混合金融資産は、今後、主契約と組込デリバティブの間で区分処理されません。かわりに、金融商品全体がキャッシュ・フロー特性の評価および事業モデル評価を受けて分類と測定を決定することになります。

- 持分法により会計処理されない資本性金融商品に対する投資は、純損益を通じて公正価値で測定されます。ただし、例外規定は、容易に決定できる公正価値を有していない資本性金融商品に対する投資を、その企業と同等または類似する証券における観察可能な価格の減損および変動について調整された取得原価により、測定することを認めています。
- 現行の持分法による会計処理の範囲は概ね同じです。ただし、この投資が「売却目的保有」である場合を除きます。この場合、純損益を通じて公正価値で測定することが要求されます。
- 金融負債は、通常、償却原価で測定されます。負債が空売りにより生じている、または負債が生じた時点の企業の事業モデルが公正価値で取引することである場合、その負債は純損益を通じて公正価値で測定されます。特定の金融資産からのキャッシュ・フローによってのみ決済できる金融負債(すなわち、ノンリコース金融負債)は、特定の金融資産と同じ基礎に基づいて測定されます。
- 混合金融負債は引き続き、主契約と組込デリバティブとの間で区分処理されます。特定の要件を満たす混合金融負債、ならびに公正価値に基づいて集約して管理され計上されている金融資産および金融負債グループについて、公正価値オプションを選択することができます。金融負債について公正価値オプションが選択される場合、発行企業自身の自己の信用リスクによる公正価値の変動は、その他の包括利益に表示されます。

.8 IASB が提案する IFRS 第 9 号に対する修正案は、FASB 提案よりもかなり範囲が限定されています。その他の項目の中でも特に IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を、負債性投資についての現行の償却原価および純損益を通じて公正価値で測定する区分に追加することを提案しました。さらに、IASB は金融商品の契約期間にわたる元本と利息の経済関係を改変する特徴を有する金融商品のキャッシュ・フロー特性を評価するため、追加的な適用ガイダンスを提案しています。

.9 FASB 提案および IASB によるアプローチとの差異に関する追加的な情報については、PwC の [Dataline 2013-05](#)「Financial instruments classification and measurement—FASB issues its exposure draft」(訳注:英文のみ)を参照してください。

.10 本 *Dataline* は、両審議会がそれぞれの提案について受領したコメントの高いレベルでの要約を提供しています。FASB のコメント・レターおよびアウトリーチ活動の要約は、FASB ウェブサイト([www.fasb.org](http://www.fasb.org))でご覧いただけます。IASB のコメント・レターの要約は IFRS ウェブサイト(<http://www.ifrs.org>)でご覧いただけます。

## FASB提案に対するフィードバックの要約

.11 FASB は、その公開草案に対しておよそ 150 通のコメント・レターを受領しました。コメント提出者の圧倒的多数は財務諸表作成者であり、専門家団体および公認会計士事務所がそれに続いています。財務諸表利用者が正式にコメントしたのはわずか 1 通であったのは特筆すべきことですが、FASB は、アウトリーチ活動を通じて財務諸表利用者から追加的なインプットを得ていることを示唆し、コメント・レターおよびアウトリーチ活動の要約の中に含めました。

.12 コメント提出者は概ね、金融商品の会計処理における複雑性を低減し IASB の基準とコンバージェンスされた基準を開発するという FASB の目的を支持しました。ほとんどのコメント提出者は、FASB 提案は、2010 年公開草案に比較して正しい方向への一歩であると考えています。2010 年公開草案は、金融商品を公正価値で測定することを要求していました。

.13 しかし、多くのコメント提出者が、この公開草案は全体的な目的を達成するには至っておらず、実際にさらなる複雑性を生じる可能性があると考えていました。複雑性が高まるとして挙げられた主な理由のひとつは、金融負債の区分処理モデルを維持しつつ金融資産についてキャッシュ・フロー特性の評価を導入した点でした。

.14 多くのコメント提出者は、キャッシュ・フロー特性の評価とその適用から想定外の結果が生じる可能性について懸念を示しました。たとえば、一部の回答者は、プライムレートに基づいて更改された多くの変動利付貸出金(変動利付モーゲージなど)は、このテストにあてはまらない可能性があり、事業モデルがそれらを保有しているにもかかわらず、純損益を通じて公正価値で測定されることになる旨指摘しました。一部の回答者は、現在、主契約から切り離して会計処理することが要求される組込デリバティブと考えられている(しかし、重要ではない)特性は、本公開草案のもとでは、金融商品全体が、純損益を通じて公正価値で測定される可能性もあります。その結果、それらの特性を識別できなかったことによる影響は、本提案のもとにおいて、かなり重大になる可能性があります。

.15 コメント提出者は、「元本」の定義と期限前償還オプションに関して提案されているガイダンス案との相互関係について懸念を表明しました。彼らは、流通市場において重要なディスカウントまたはプレミアムで取得されているが額面で期限前償還が認められている多くの種類の負債性金融商品(貸出金および負債性証券)がキャッシュ・フロー特性の評価に合致しないであろうと指摘しました。それらの金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定しなければなりません。

.16 多くのコメント提出者は、さらに、キャッシュ・フロー特性の評価のもとで証券化された金融資産の受益者持分を評価するために原資産プールをルックスルー(*look-through*)して評価するとの要求事項について、重大な懸念を表明しました。彼らは、この要求事項の実務上適用可能性について疑問を呈し、資源を集中的に投入しなければならない作業となるにもかかわらず、必ずしも改善された高い透明性のある会計処理にはならないと指摘しました。

.17 さらに、コメント提出者の多くは、信用リスクがその他の負債性金融資産に対する投資の分類において考慮されるべきとの考え方にに基づき、受益者持分に固有の信用リスクを原資産プールと比較して評価することを求める要求事項には反対しました。また、この評価が、異なる信用度の投資について直感に反する分類をもたらす可能性がある旨指摘しました。

.18 コメント提出者の大多数は、事業モデル評価は、企業が金融商品からキャッシュ・フローをどのように導いているかを最も良く反映することに合意しました。ただし、大部分のコメント提出者は、償却原価カテゴリからの売却に対する制限は不適切であると考えており、なかにはそれらの制限が信用リスクへのエクスポージャーを管理する企業の行動を制限する可能性がある旨指摘する人もいました。

.19 また、多くのコメント提出者は、その他の包括利益を通じて公正価値カテゴリが明確に定義されていないと考えていました。回収のために保有する、売買目的、売却目的のために保有する事業モデルは、識別が容易であると考えられましたが、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の定義には重要な判断が要求されます。そのため回答者の多くは、この区分は、提案されている純損益を通じて公正価値で測定区分ではなく、残存区分に該当すると指摘しました。

.20 財務諸表の利用者と作成者との間で意見が分かれる領域がありました。たとえば、利用者は、公正価値オプションを制限する、またはそれを削除することにも支持を表明しましたが、一方、作成者の多くは、制限のない公正価値オプションを維持することを好んでいました。さらに、ほとんどの利用者は、償却原価で測定された項目を、貸借対照表上に公正価値情報の括弧に入れて表示することを支持しましたが、利用者以外のコメント提出者のほとんどは反対しました。

.21 すべてのコメント提出者から強い支持を得た提案は、公正価値オプションにより、金融負債について企業の自己の信用から生じた公正価値の変動をその他の包括利益に計上する要求事項でした。また、その変更を早期適用する能力についても支持されました。数名のコメント提出者は、公正価値オプションが選択される場合に限らず、すべての金融負債にこれを適用することを支持しました。

.22 財務諸表作成者の中には、資本性金融商品に対する投資についてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の代替的アプローチを削除する提案に反対しました。彼らは、純損益のボラティリティが高まる結果となることに懸念を示しています。将来の流動性のニーズのためにこれらの資産を保有し、負債性証券と同じ方法で利回り合計に基づいて管理しているため、そのような資本性投資は負債性証券と同様に会計処理すべきと考えていました。持分法に対する変更の提案についてコメントしている財務諸表作成者は、売却目的での保有との定義が広すぎることに懸念を引くことで、変更反対しているのが一般です。

.23 財務諸表作成者は、概ね、提案されているガイダンスを適用するためには2年から3年が必要だろうと考えていました。また多くは、発効日について、信用損失および保険契約の基準の最終化と合わせることを提案しました。

#### PwCの見解:

6月の両審議会の合同会議で、一部のボードメンバーは、米国のコメント提出者によって提起された懸念の深刻さ、特にキャッシュ・フロー特性の評価と証券化された資産の受益者持分に当該テストを適用することに対して示された懸念に驚きを表しました。彼らが驚いたのは、キャッシュ・フロー特性の評価と受益者持分に関するガイダンスを含むIFRS第9号が審議されていた時にはこのような懸念は示されなかったという事実から生じたものでした。それは、それぞれの基準の出発点は異なり、それぞれの市場に存在する金融商品の種類/特性も異なる等、多様な要因によるものであると、IASBの一部メンバーは指摘しました。これに加えて、IFRS第9号はまだ発効しておらず、EUによる承認も受けていないため欧州では早期適用されていないことから、新ガイダンスを適用する企業の経験が限定的であることがその要因として挙げられます。

## IASB提案に対するフィードバックの要約

.24 IASBは、IFRS第19号の限定的修正に対して約160通のコメント・レターを受領しました。また、コメント・レターとは別に、IASBは財務諸表利用者を対象としたインターネット調査も実施しました。さらに、5月の後半時点で作成者、利用者、監査人、および規制当局を対象とした40以上のアウトリーチ会議を行いました。

.25 上述のとおり、IASB提案の範囲は、FASB提案に比べかなり限定的でした。一部のコメント提出者は、IASBによって考慮されていない論点を提起し、IASB提案が十分ではなかったと指摘しました。

.26 コメント提出者の大半は、負債性金融商品に対する投資にその他の包括利益を通じて公正価値に測定する区分を追加することを支持しました。ほぼ全員が、元本と利息の経済的関係が改変され、その影響が十分でないとはいえない場合、そのような金融資産はキャッシュ・フロー特性の評価に合致することに同意しました。ただし、なかには改変された経済関係を評価するためのガイダンスは十分とはいえないと指摘するコメント提出者もあり、この提案により複雑性が高まることに懸念を示す人もいました。

#### PwCの見解:

6月の合同会議において、1名のFASBメンバーが、IASBの提案する限定的な修正に影響を受けないIFRS第9号の分野に関連していることも含め、関係者からのフィードバックに両審議会が協働して対処することを求める要望を表明しました。米国の関係者がFASB提案に示した重要な懸念、特にキャッ

シュ・フロー特性の評価や受益者持分に対するその適用に関連して提起された懸念のためにこのような意見が出た可能性があります。IASBは、IFRS第9号にすでに含まれているキャッシュ・フロー特性の評価および受益者利益のガイダンスについて、特にインプットを求めておらず、そのため、FASBが受領した懸念を提起するコメントを、IASBは受け取っていません。IASBがIFRS第9号に対する修正の範囲を限定することを意図したことを考えれば、現時点では、そのアプローチの他の側面の変更を検討するかどうかは不明です。

.27 金融負債の「自己の信用(own credit)」に関する要求事項についてコメントしたほぼ全員が、その提案を支持しました。この提案によって、企業は、公正価値オプションのもとで金融負債について、企業の自己の信用リスクによる公正価値の変動をその他の包括利益に認識する要求事項を早期適用することが可能になります。コメント提出者は、IFRS第9号の他の部分を適用する必要なく企業に早期適用することを認めるよう提言しました。ほぼ全員が、公正価値オプションを、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分まで拡大することを支持しました。

.28 多くのコメント提出者は、IASBに、IFRS第9号の発効日を遅らせるのか確認するよう求めました。IFRS第9号は、現在、2015年初めより強制適用が予定されていますが、一部のボードメンバーからは、再度、発効日を遅らせる提案が行われました。

#### PwCの見解:

現時点では、IFRS第9号の新しい発効日がいつになるかは不明です。IFRS第9号に対して他の変更が必要であるとする一部の関係者によるコメントにIASBは納得したのか、信用の減損モデルの発効日と整合させることを希望するのか、また、関係者がその変更を適用するのにどれくらいの時間を必要とするのかを含め、多くの要因がIASBの決定に影響を与える可能性があります。

## 次のステップ

.29 共同による審議は2013年7月より開始されます。両審議会に提出される最初の報告書は、キャッシュ・フロー特性の評価に関するものになる予定です。IASBによって考慮されていない一部の提案に対処するために、FASB単独による追加の再審議が実施される予定です。

## 質問

.30 本Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本Datalineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupの金融商品チーム(973-236-7803)のメンバーまでお問い合わせください。

*Datalines* address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network ([www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com)), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.